

学費補助金(神奈川県)の申請をお忘れなく!

授業料や入学会の保護者負担を軽減する制度です。

申請を希望する場合、裏面の期日までに、必ずご申請ください。

(昨年申請した方も**再度手続きが必要**です。)

申請期限に間に合わなかった場合、補助額が満額とならない可能性があります。

補助対象となるか**わからない場合**でも、**念のため申請**することをお勧めします。
所得区分をご自身で確認しなくても申請できます。

※就学支援金(国)とは異なりますので、ご注意ください。

【所得区分と補助額】		所得区分	授業料補助		入学会補助	
年 収 目 安 (モ デ ル 世 帯)※ 4	市町村民税の課税標準額×6%—市町村民税の調整控除の額)※1	①就学支援金・ 高校生等臨時支援金(国)※2	②学費補助金(県)※3		補助上限額※6	
		生活保護世帯 令和7年1月1日現在で生活保護	396,000円 (通信制 297,000円)		72,000円 (通信制 171,000円)	211,000円
		住民税非課税世帯 「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が0円				
		270万円～ 590万円未満 154,500円未満				
		590万円～ 750万円未満 227,100円未満			100,000円	授業料：468,000円 入学会：211,000円
		750万円～ 800万円未満 多子世帯※5 251,100円未満	349,200円			授業料：193,200円
		800万円～ 910万円未満 多子世帯※5 304,200円未満	74,400円			授業料：468,000円
		910万円以上 304,200円以上	118,800円		349,200円	授業料：118,800円
						授業料：468,000円
						授業料：468,000円

※1 父母の合計額です **年収はあくまで目安です。「所得区分」記載の計算方法により審査を行います。**

政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。

生徒の生年月日が平成21年1月2日から4月1日の場合は、計算方法が異なります。詳細はリーフレットP2をご確認ください。

※2 年収目安910万円未満の世帯は就学支援金、910万円以上の世帯は高校生等臨時支援金の対象となります。

※3 保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は学費補助金の対象となりません。

※4 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が給与所得者として働いている世帯をモデルとした年収の目安です。

※5 23歳未満(対象：生年月日が平成14年4月2日以降)の扶養している子どもが3人以上いる世帯です。

※6 補助上限額が学校の授業料や入学会を超える場合、超えた金額は支給されません。

◆ 授業料や入学会の返還方法は?

学校が生徒や保護者等の方に代わって受け取り、授業料と相殺します。

学校によっては、いったん授業料を納め、後日補助金等を返還する場合があります(返還の時期や方法は学校により異なりますので、補助金の受取方法等についての詳細は学校に直接お問い合わせください。)。

制度や所得区分の確認方法等については、
「私立高等学校等の学費支援制度のご案内」リーフレット
も併せてご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/7137/r7-leaflet.pdf>

リーフレット▼



学費補助金（県補助）※ 生徒・保護者等とともに県内在住の方が対象

1 概要

年収約800万円未満（多子世帯は約910万円未満）の世帯に対して、授業料と入学会の負担を軽減する県独自の制度です。生徒・保護者等とともに県内在住、かつ県内設置（通信制の場合、本部校が県内設置）の私立学校に通う生徒が対象となります。

※ 保護者等の片方が単身赴任により県外在住の場合でも対象となります。

※ 保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は対象となりません。

2 申請方法

○ 学費軽減申請書（第1号様式）【全員必須】

・ 紙での申請が必要です。

○ 健康保険証等貼付台紙兼扶養誓約書【多子世帯の方のみ】

・ 世帯年収約750～910万円で、**23歳未満の扶養している子ども※が3人以上いる世帯**はご提出ください。

（対象となるかわからない場合には、念のため提出することをお勧めします。）

※ 生年月日が平成14年4月2日以降の子どもが対象です。

年収要件を緩和しました

令和6年度まで

○ 年収約 **700万円未満**（多子世帯は910万円）の世帯を対象に授業料を実質無償化。

令和7年度から

○ 年収約 **750万円未満**（多子世帯は910万円）の世帯を対象に授業料を実質無償化
<年収上限引き上げ>。

提出期限 令和7年7月23日（水）

提出先 横浜雙葉学園 法人事務局（西校舎4F）

※ご提出は郵送でも構いません。巻末宛名用紙をご利用ください。